

議案第 15 号

三宅町表彰条例の一部を改正する条例の制定について

三宅町表彰条例（昭和47年3月三宅町条例第7号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年 3月 4日提出
三宅町長 森田 浩司

三宅町表彰条例の一部を改正する条例

三宅町表彰条例(昭和 47 年 3 月 24 日条例第 7 号)の一部を次のように改正する。
第 7 条第 1 号中「禁固」を「拘禁刑」に改める。

附則

この条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）の施行の日から施行する。

三宅町表彰条例(昭和47年条例第7号) 新旧対照表

改正後	現行
(喪失) 第7条 表彰者が次の各号の一に該当したときは、その資格を失う。 (1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたとき。 (2) 破産の宣告を受けたとき。 (3) 前2号のほか表彰者たる体面を毀損する行為があつたとき。	(喪失) 第7条 表彰者が次の各号の一に該当したときは、その資格を失う。 (1) <u>禁固</u>以上の刑に処せられたとき。 (2) 破産の宣告を受けたとき。 (3) 前2号のほか表彰者たる体面を毀損する行為があつたとき。